

8 早期発見及び早期対応(第15条・第16条)

(1)市民、関係機関等及び事業者との連携(第15条)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業(再掲)

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な実践が行われるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加するケース検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談対応件数	767 件	868 件	915 件

イ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応回数	223 回	210 回	267 回

ウ スクールカウンセラー活用事業(再掲)

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	45,945 件	50,706 件	54,150 件

エ スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象児童生徒数	706 人	608 人	700 人

オ 緊急一時保護事業

夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時保護件数	25 件	22 件	29 件

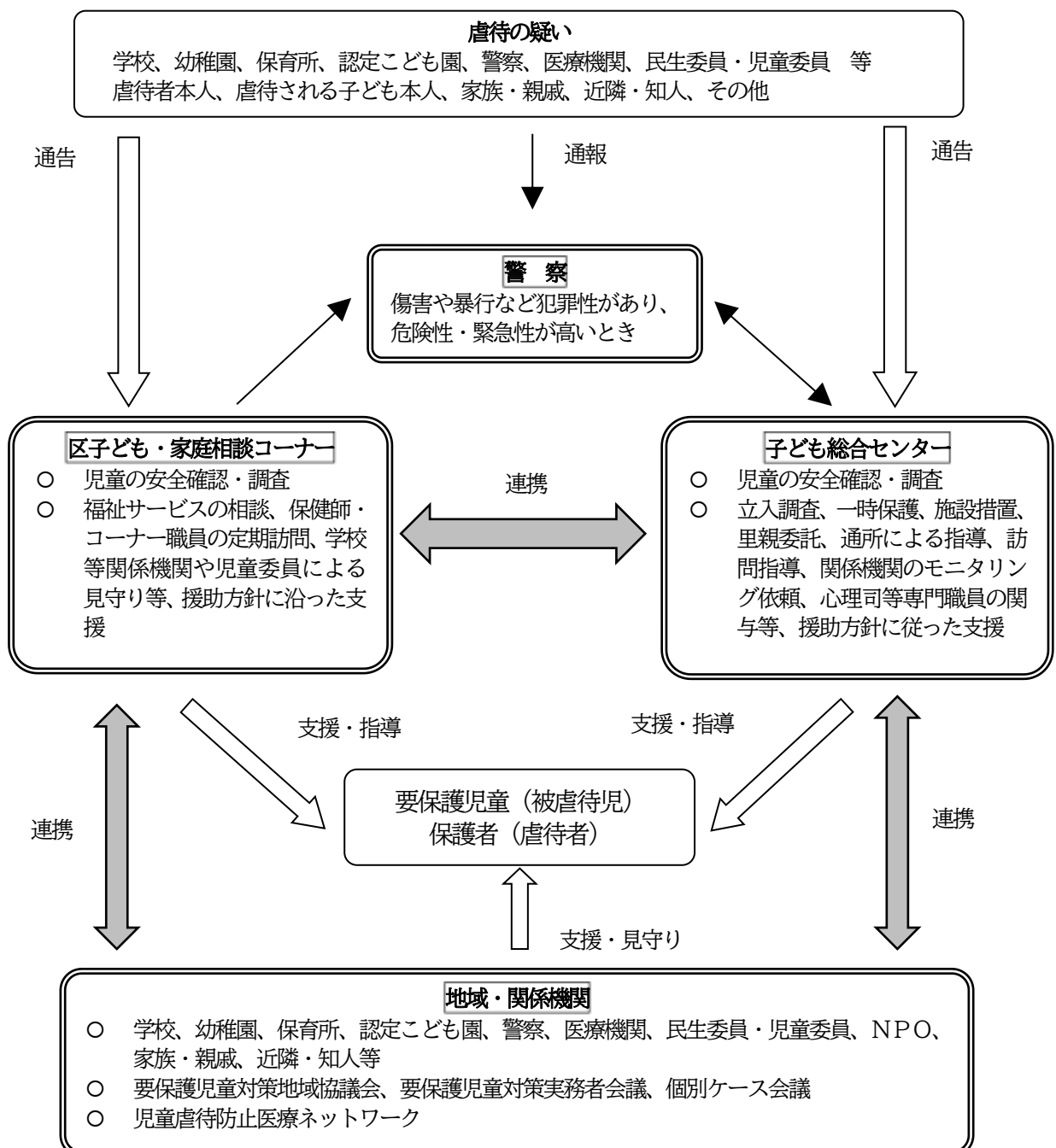
(2) 通告に係る対応

本市では、通告があった場合、「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき医療機関、警察、学校、保育所等と連携して対応しています。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っています。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育所等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しています。

児童虐待対応フロー図



ア 子ども総合センターにおける支援までの流れ

① 相談・通告の受付

虐待が疑われる児童を発見した者からの通告・相談を受けた職員は、必ず虐待通告受付票を作成します。

② 受理会議

所内で緊急受理会議を開き、緊急性の判断や介入方法等について検討します。

また、緊急に子どもの安全の確保が必要と判断した場合は、職権による緊急一時保護の実施を決定します。

③ 調査・安全確認

子ども総合センターの職員又は、子ども総合センターが依頼した者により、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行います。

安全確認ができない状況であれば、警察署に援助要請を実施したうえで、立入調査などを行う場合もあります。

通告者が特定されないよう配慮しながら、児童本人や保護者に聞き取り調査を実施し、事実確認を行っていきます。

④ 援助方針の決定及び支援

調査結果に基づき、援助方針を決定し、その方針に従って児童及び家庭に対する支援を行います。

<支援の内容>

- ・来所によるカウンセリングや相談、助言
- ・児童福祉司や児童相談員等による継続的指導
- ・一時保護施設への入所
- ・児童福祉施設への入所や里親への委託

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの対応

子ども・家庭相談コーナーの職員が通告を受け付けます。その後の支援までの流れは、子ども総合センターと同様ですが、重度の虐待が判明した場合は、子ども総合センターに連絡・送致します。